

137 東京法学院卒業生総代の答辞

〔『法学新報』第一一二号 明治三十三年七月二十日〕

○卒業生総代の答辞

答辞

維時明治三十三年七月十二日我東京法学院々長閣下及講師貴賓各位ノ貴臨ヲ辱フシ茲ニ生等ノ為メニ卒業証書授与ノ盛典ヲ挙行セラル伏シテ惟レハ生等菲才ヲ以テ今日此幸栄ヲ享クル所以ノモノ一ニ之レ院長講師閣下ノ懇篤ナル指導ト切実ナル薫陶ニ基カスンハアラス、殊ニ今日院長閣下カ優渥ナル訓誨ニ対シ抑

々生等ハ何ノ辞ヲ以テカ此光榮ニ応ヘ、何ノ行ヲ以テカ之等至
恩ニ謝セン方今文物ノ發達ハ世界ノ絶域ニ及ビ、制度ノ精華ハ
坤輿ニ普ネカラントス、此時ニ於テヤ事トシテ理論ノ配下ヲ脱
スルナク処トシテ秩序ノ声ヲ聞カサルナシ所謂法ハ万邦ニ通シ
テ万物ヲ支配ス、生等ハ実ニ此広汎ナル領土ニ於テ各々其欲ス
ル所ノ地ヲ拓キ期スル所ノ方向ニ鉄鞭ヲ加フルヲ得、翻ツテ考
フルニ、社会ノ進化ハ如何ニ生存競争ノ勢ヲ激成シツ、アルカ
生等僅カニ恩師ノ膝下ヲ辞シ俄カニ太山ノ懸崖ニ攀チ巨海ノ驚
瀾ヲ窺ハントス、噫生等ノ前途豈岌々トシテ危フカラスヤサレ
ト生等ハ期ス、一艱逼ル毎ニ励ミ、一難襲フ毎ニ勉メ、以テ生
等ノ職分ヲ全フセントス、若夫レ幾多星霜ノ後生等、是等ノ艱
難ニ勝チテ凱歌ヲ奏スルノ時アランカ乃ハチ此光榮ニ応ヘ此至
恩ノ万一二謝スルノ秋ナルヘシ不肖源吾卒業生ニ代リ一言蕪辞
ヲ陳シ謹テ答辞トナス

明治三十三年七月十二日

東京法学院第十五回卒業生惣代

森川源吾 頓首再拜